

(決議案第1号)

「マリモの生息する阿寒湖」の世界自然遺産への登録実現に関する決議

自然、景観、遺跡など人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ財産、それが世界遺産であり、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき登録されるものである。

世界遺産は、同条約締約国がそれぞれの国の世界遺産登録候補の暫定リストをユネスコの世界遺産委員会に提出し、ユネスコの諮問機関による調査や評価、ユネスコ世界遺産委員会での審査を経て登録されるものであり、現在、日本においては、世界自然遺産4件、世界文化遺産12件が登録されている。そして、平成25年度に設置される「世界自然遺産候補地に関する検討会」では全国16地域の選考作業が行われることとなっている。

「マリモの生息する阿寒湖」には、世界で最も大きな球形のマリモが群生していることに加えて、世界各地に広く分布するマリモは、この阿寒湖を初めとする日本列島が起源であることが学術的にも証明されつつある。

この、大型で球形のマリモを産み育てた阿寒湖の自然環境は、球状マリモの生息に適した固有な湖盆地形、マリモの生息を促すミネラルを含んだ湧水、湖底のマリモを適度に動かす風波など、まさに奇跡的なバランスの賜である。また、その自然の価値を早くに見いだし、半世紀にわたり、阿寒の山とともにマリモを護ってきた先人たちの意志は、今なお受け継がれているものである。

このように、「マリモの生息する阿寒湖」の自然には世界にも類を見ない希少価値があり、世界自然遺産として認められることは、釧路市の誇りとなるものである。また、登録が実現することにより、貴重な自然を大切に守り、後世に残していこうという釧路市民の意識の一層の高まりが期待できるだけでなく、阿寒湖を訪れる世界中の人々に自然の大切さ、自然を愛する心を改めて育んでいただけるものと確信している。

よって、釧路市議会は、「マリモの生息する阿寒湖」が世界自然遺産へ登録されるよう関係機関に強く要望するとともに、釧路市並びに釧路市民と一体となって、登録へ向けて全力を尽くすものである。

以上、決議する。

平成25年3月25日

釧路市議会